

---

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画  
概 要 版

平成30年3月

---

小 川 地 区 衛 生 組 合



## 目次

第1章 基本計画策定主旨.....	1
第1節 基本計画策定の主旨.....	1
第2節 計画目標年次.....	1
第2章 ごみ処理の現状.....	2
第1節 ごみ排出状況.....	2
第2節 ごみ資源化量.....	4
第3節 焼却処理量、最終処分量.....	5
第3章 ごみ処理基本計画.....	6
第1節 基本方針.....	6
第2節 数値目標.....	7
第3節 目標達成に係る計画.....	9
第4節 計画の点検、見直し、評価.....	12

# 第1章 基本計画策定主旨

## 第1節 基本計画策定の主旨

平成 19 年 1 月、本組合は廃棄物処理法第 6 条第 1 項に規定された「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」を策定し、平成 24 年(2012 年)3 月には中間見直しを行い(以下、平成 24 年(2012 年)3 月に見直した一般廃棄物(ごみ)処理基本計画を「前計画」という。)、循環型社会の実現に向け、組合構成町村と協力しながら、ごみの減量、各種リサイクル関連法の遵守、ごみの適正な処理に努めてきた。

前計画策定から 6 年が経過し、社会情勢の変化や各上位計画の見直しが行われ、本組合の責務である処理処分の方法等について対応が求められている。また、組合構成町村を含む 9 市町村で構成される埼玉中部資源循環組合が平成 27 年(2015 年)4 月に発足し、現在は新ごみ処理施設の整備に向けた協議が進められている。このような状況を踏まえ、本計画は、長期的かつ総合的な視点に立ち、計画的なごみ処理の推進を図るための基本的方針となることから、ごみの排出の抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでのごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものである。

## 第2節 計画目標年度

本計画は、平成 33 年度(2021 年度)を中間目標年次とし、目標年次を平成 43 年度(2031 年度)とする。

本計画は概ね 5 年ごとに見直しを行うものとする。ただし、諸条件に大きな変動があった場合などには、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

**目 標 年 次 : 平成 4 3 年度  
( 2 0 3 1 年度)**  
**中 間 目 標 年 次 : 平成 3 3 年度  
( 2 0 2 1 年度)**

## 第2章 ごみ処理の現状

### 第1節 ごみ排出状況

本組合のごみ発生量の推移を図2-1に、組合構成町村別ごみ発生量を図2-2に示す。本組合のごみ発生量のうち、家庭系ごみは減少傾向にあるが、事業系ごみは平成25年度(2013年度)以降、増加傾向を示している。

組合構成町村別にごみ発生量を見ると、小川町の値は過去5年間を通して減少傾向を示しており、他の町村においては増減を繰り返しながら横ばいに推移している。

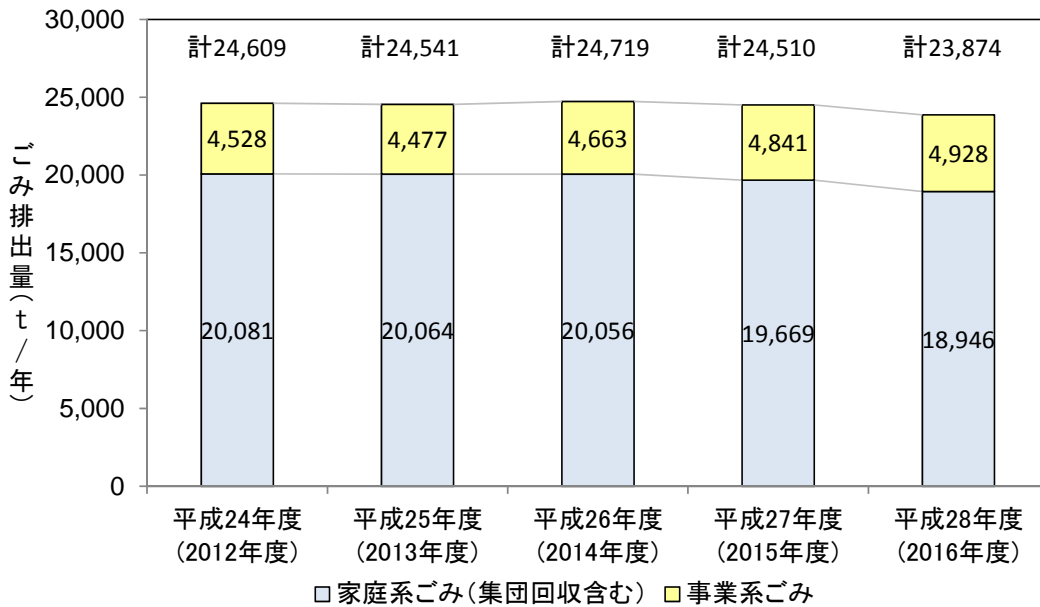


図2-1 ごみ排出量の推移

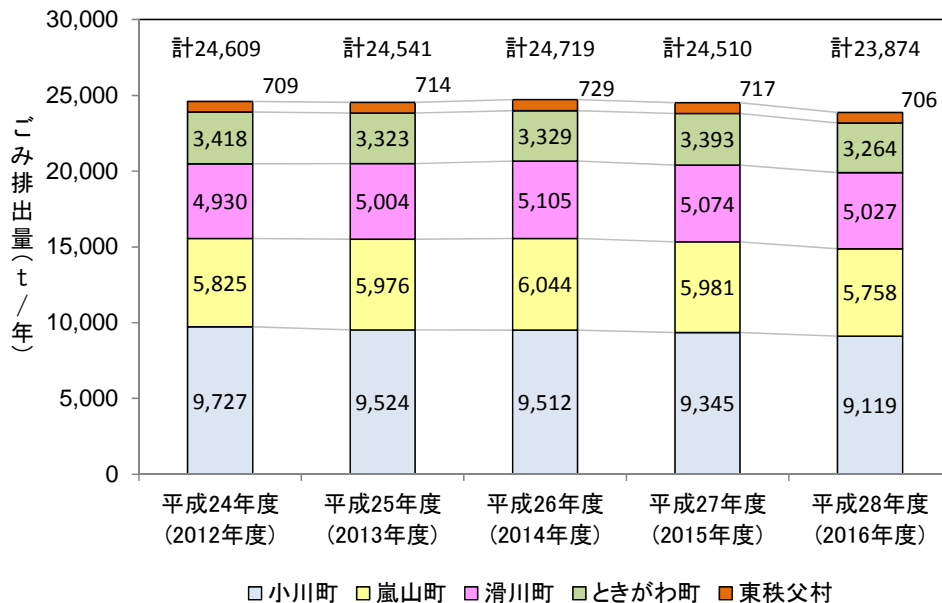


図2-2 町村別ごみ発生量の推移

本組合及び組合構成町村の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の推移を図2-3に示す。本組合の値は横ばいに推移しており、全国及び県の平均値よりも低い値を示している。組合構成町村別に見ると、小川町の値は横ばいに推移しており、嵐山町、滑川町及び東秩父村の値は減少傾向、ときがわ町の値は増加傾向を示している。

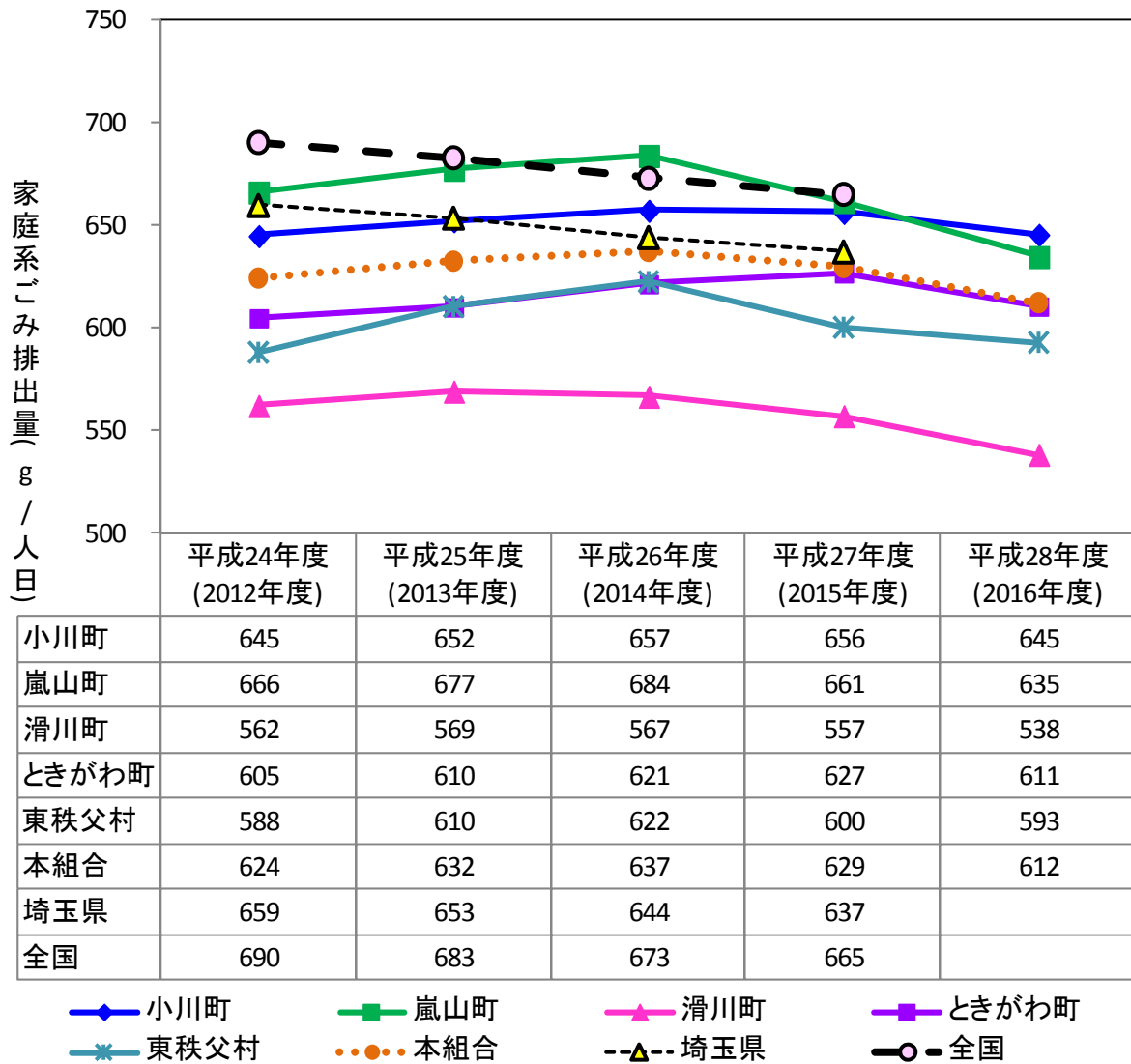


図2-3 1人1日当たりの排出量

## 第2節 ごみ資源化量

資源化率の推移を図2-4に示す。本組合及び組合構成町村の資源化率は、全国及び県の平均値よりも高い値を示している。

ごみの資源化率には、中間処理施設で破砕・選別等の処理後に資源化されるもの、焼却処理後に排出される焼却残さの資源化、組合構成町村が独自に資源化しているもの、地域の住民団体や小中学校等が実施する集団回収によるものが含まれている。

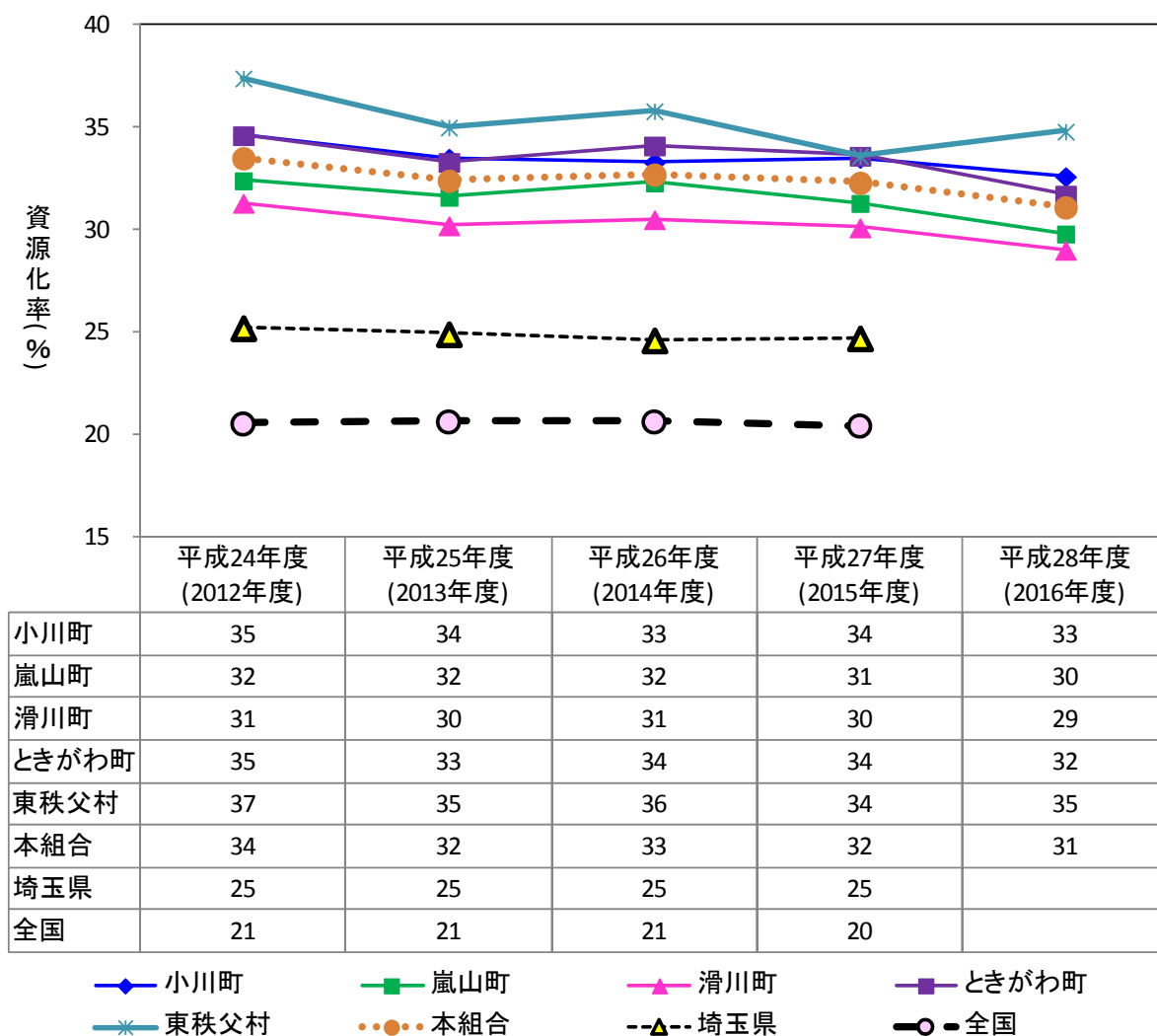


図2-4 資源化率の推移

### 第3節 焼却処理量、最終処分量

焼却処理は本組合のごみ焼却場の他、炉内等の点検清掃や修繕工事を行う際は近隣施設で委託処理を行っている。焼却処理量及び焼却率の推移を図2-5に示す。

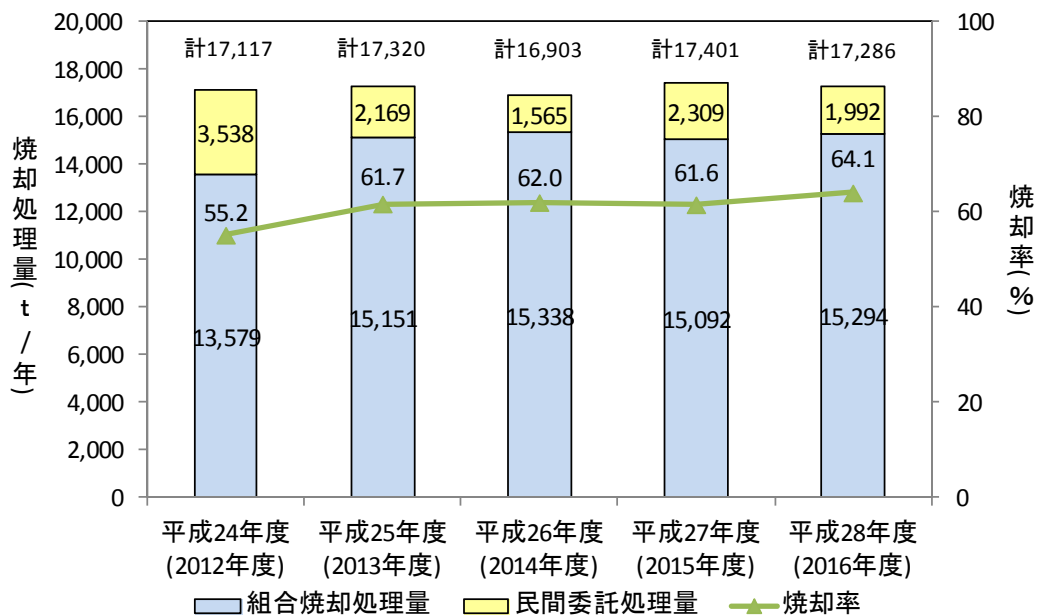


図2-5 焼却処理量、焼却率

最終処分量の推移は、図2-6に示すとおりである。本組合の最終処分量は横ばい傾向にある。

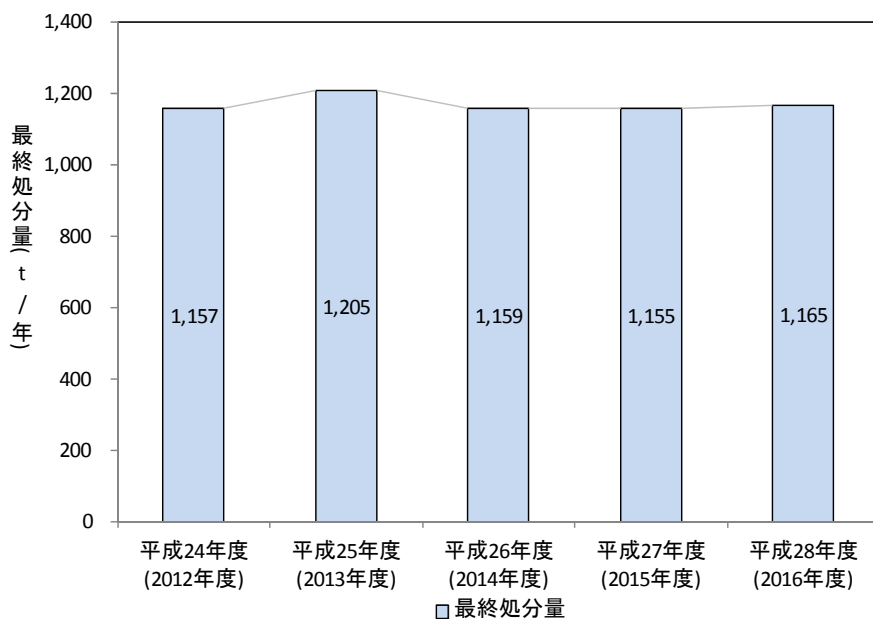


図2-6 最終処分量の推移

## 第3章 ごみ処理基本計画

### 第1節 基本方針

本計画の基本方針を以下のように定める。

= 基本方針 =

### 4 Rで未来へつなぐ循環型社会

**Refuse** リフューズ：廃棄物となるものを断る

**Reduce** リデュース：廃棄物の発生を抑制する

**Reuse** リユース：廃棄物を再使用する

**Recycle** リサイクル：廃棄物を資源再利用する

リデュース、リユース、リサイクルの3Rは、循環基本法において導入された考え方であり、リデュース（減らす）、リユース（再使用する）、リサイクル（資源再利用する）の優先順位で廃棄物処理およびリサイクルが行われるべきであるとして定められた。

その考えを一步進め、リデュース（減らす）に優先してリフューズ（廃棄物となるものを断る）を追加したものが4Rである。本計画ではこの4Rを基本方針として定め、循環型社会の形成を図っていくものとする。



## 第2節 数値目標

基本方針と本組合及び組合構成町村のごみ処理の現状を踏まえ、ごみの減量化、資源化に係る目標値を以下の通り定める。表3-1にごみ減量化に係る数値目標を、表3-2に資源化に係る数値目標を示す。

表3-1 ごみ減量化に係る数値目標

町 村	1人1日当たり家庭系ごみ排出量 (g/人・日)			1日当たり事業系ごみ排出量 (t/日)		
	平成28年度 (2016年度) 実績	平成33年度 (2021年度) 中間目標年次	平成43年度 (2031年度) 目標年次	平成28年度 (2016年度) 実績	平成33年度 (2021年度) 中間目標年次	平成43年度 (2031年度) 目標年次
小川町	645.4	633.3	609.0	3.6	3.4	3.0
嵐山町	634.6	632.8	620.8	4.4	4.3	3.9
滑川町	538.3	534.1	531.0	3.5	3.4	3.1
ときがわ町	610.5	602.7	587.0	1.9	1.7	1.5
東秩父村	592.9	587.3	576.0	0.2	0.1	0.03
本組合	612.2	603.4	585.9	13.5	13.0	11.5

表3-2 資源化、最終処分量に係る数値目標

町 村	資源化率 (%)			最終処分量 (t/年)		
	平成28年度 (2016年度) 実績	平成33年度 (2021年度) 中間目標年次	平成43年度 (2031年度) 目標年次	平成28年度 (2016年度) 実績	平成33年度 (2021年度) 中間目標年次	平成43年度 (2031年度) 目標年次
小川町	33	33	34	436	416	365
嵐山町	30	31	32	287	281	251
滑川町	29	30	30	245	251	257
ときがわ町	32	33	34	163	158	140
東秩父村	35	35	37	34	32	25
本組合	31	32	33	1,165	1,138	1,038

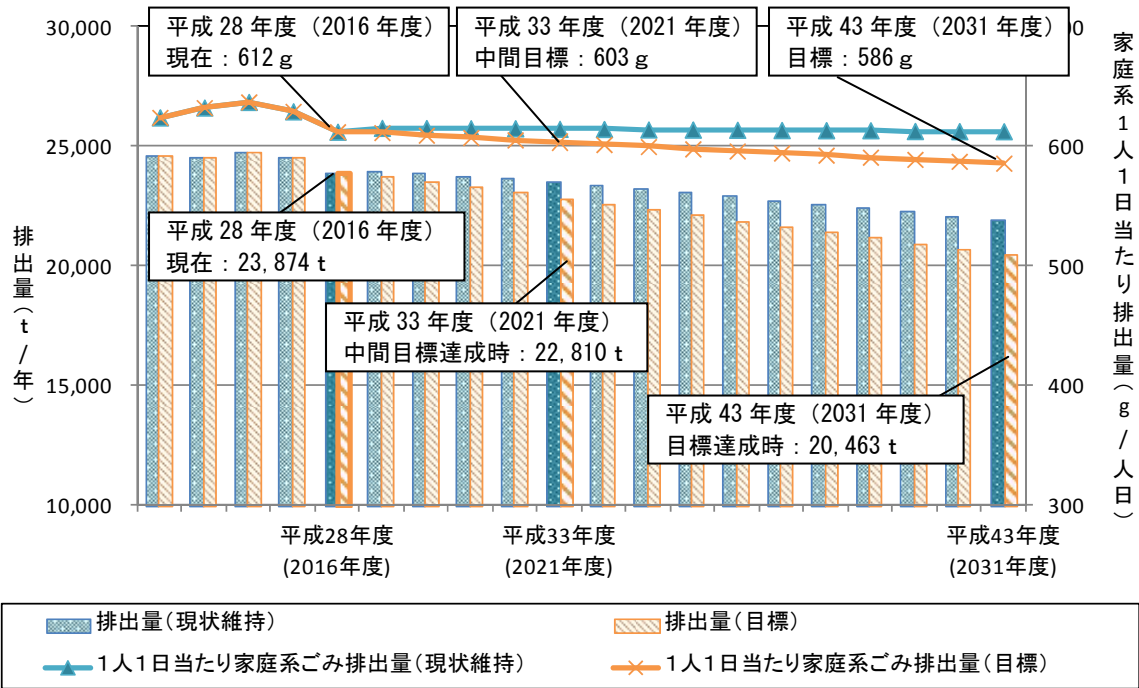


図 3 - 1 将来ごみ排出量

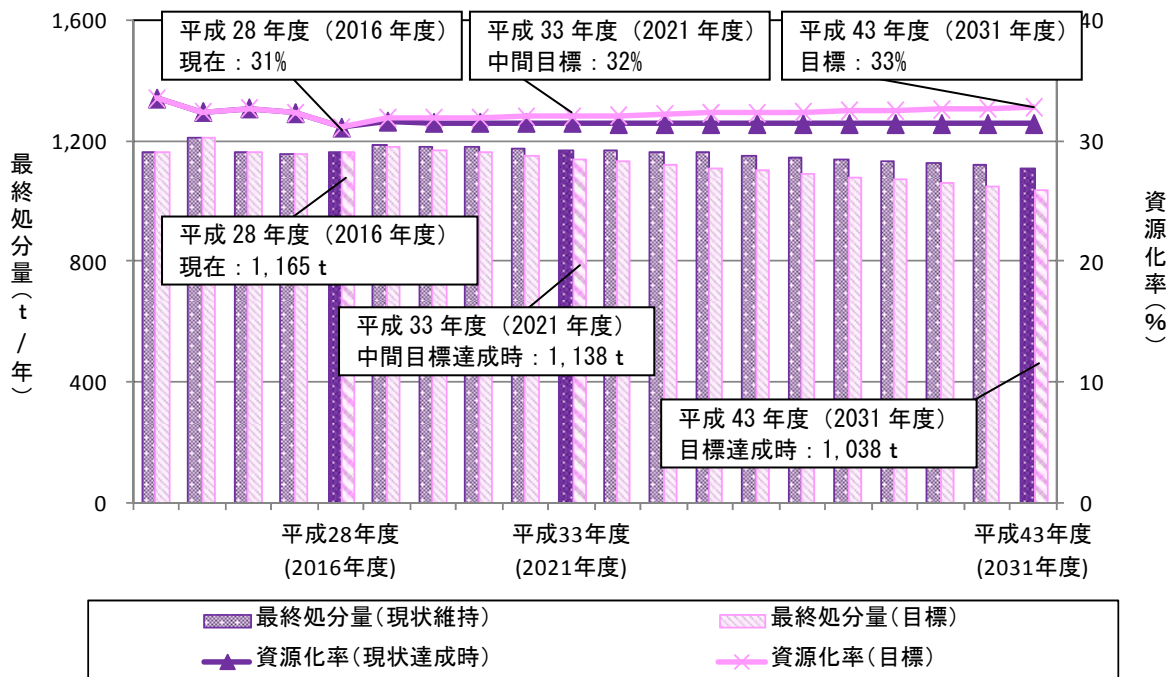


図 3 - 2 将来資源化率と最終処分量

### 第3節 目標達成に係る計画

目標達成のために行う施策を以下に記す。

#### 1. リフューズ、リデュース、リユース計画

項目	施策	実施主体
リフューズ	レジ袋の削減及びマイバッグの奨励	各町村
	マイ箸、マイボトル奨励	各町村
	過剰包装の拒否	各町村
	広報・啓発活動	各町村
リデュース	生ごみ堆肥器及び生ごみ処理器の購入に対する支援	各町村
	家庭ごみの有料化	各町村
	粗大ごみの収集運搬手数料の徴収	各町村
	広報・啓発活動	各町村
	定期的な収集ごみの検査	組合
	ごみ処理費用の周知	組合
	指定袋使用の徹底	各町村
	事業系ごみ処理費の見直し	組合
リユース	不用品情報の紹介	各町村
	マタニティウェア・ベビー服・子ども服等の回収・再利用	各町村
	広報・啓発活動	各町村

## 2. 収集運搬計画

収集運搬計画に係る施策を以下に示す。また、分別品目及び収集頻度等の計画について表3-3に示す。

項目	施策	実施主体
分別区分、収集回数計画	分別区分、収集回数計画の遂行	各町村
収集運搬方法	袋収集等のステーション方式による収集方法	各町村
	分別品目及び収集回数等の統一	各町村
	家庭ごみの有料化	各町村
	目標達成のための収集運搬・計量システムの構築	組合・各町村
啓発方法	分別精度の監視強化	各町村
	ごみ質調査結果の公表	組合
不法投棄対応	不法投棄廃棄物量の調査	各町村
	不法投棄の撲滅	各町村
	不法投棄廃棄物の処理手続き	各町村
災害廃棄物の対応	災害廃棄物の処理手順の検討	組合・各町村
	災害廃棄物処理計画の策定	各町村
	周辺自治体・施設との災害時協定	組合・各町村

表3-3 分別品目及び収集頻度等の計画

主な区分	名 称	収集回数※ <sup>1</sup>	実施主体	教育指導
家庭系ごみ	可燃ごみ	週2回	各町村	組合及び各町村
	金属類	月1回		
	缶類	月1回		
	ガラス類	月1回		
	びん類（無色・茶色）	月1回		
	ペットボトル	月2回		
	廃プラスチック類	月1回		
	資源プラスチック類	週1回		
	有害ごみ	月1回		
	古紙類	月4回		
町村独自回収	布類・古紙等（町村による）	週1回	各町村	
粗大ごみ	可燃・不燃	月1回	各町村	
医療性廃棄物	医療性廃棄物	適宜※ <sup>2</sup>	各町村	
不法投棄	不法投棄	適宜	各町村	
災害廃棄物	災害廃棄物	適宜	各町村	
事業系ごみ	分別区分は家庭系ごみに同じ	随時	事業者	

※1：収集回数は町村により異なる。

※2：医療機関への持込を原則とする。

### 3. 中間処理計画

項目	施策	実施主体
適正処理の継続	適切な施設整備の維持（維持補修費の軽減）	組合
	目標値達成のための中間処理方法の検討	組合
	民間業者委託の活用の検討	組合
	可燃ごみ処理施設の改造及び延命化	組合
	不燃物処理施設の改造及び延命化	組合
施設更新の検討	用地の確保	組合
	不燃物処理施設の更新計画	組合
	費用対効果の検討	組合

### 4. 最終処分計画

施策	実施主体
目標値達成のための資源化中間処理方法の検討	組合
民間業者委託の活用の検討	組合
用地の確保	組合
最終処分場の整備の検討	組合

### 5. リサイクル計画

施策	実施主体
資源物の拠点回収またはステーション回収	各町村
中間処理時の選別の徹底	組合
資源物分別の徹底	各町村
目標値達成のための中間処理方法の検討	組合
民間業者委託の活用の検討	組合
用地の確保	組合
中間処理施設整備（改造または更新）	組合
費用対効果の検討	組合

## 第4節 計画の点検、見直し、評価

本計画において定めた中間目標年度における目標値の経過を確認し、毎年の実施計画時に、その達成状況の管理を、図3-3に示すP（プラン）・D（ドゥ）・C（チェック）・A（アクション）の手法に則って行うものとし、その結果は、新しい実施計画に反映させる。

なお、目標の達成度は、中間、最終とあり、達成の程度と社会情勢の変化を加味した検討を加え、新しい長期計画（ごみ処理基本計画）の資料として蓄積し、次期ごみ処理基本計画の見直しを行う。

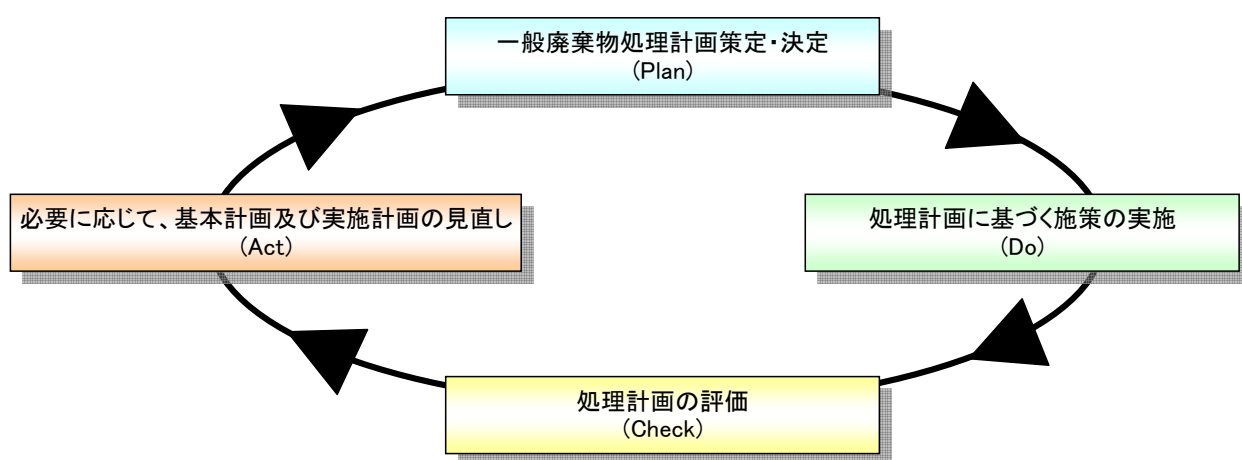


図3-3 ごみ処理基本計画におけるPDCAサイクル



## 4 Rで未来へつなぐ循環型社会

**Refuse** リフューズ：廃棄物となるものを断る

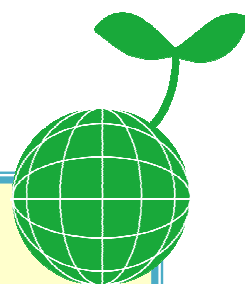
**Reduce** リデュース：廃棄物の発生を抑制する

**Reuse** リユース：廃棄物を再使用する

**Recycle** リサイクル：廃棄物を資源再利用する







# 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画

## 概要版

平成30年3月

発行 小川地区衛生組合

〒355-0314

埼玉県比企郡小川町大字中爪 1681-2

電話 0493-72-0441